

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答																				
19	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4)（令和2年3月30日）問4において、「これにより難い合理的な理由がある場合」の例示及び推計方法例が示されているが、勤続年数が長い職員が退職し、勤続年数の短い職員を採用した場合等は、これに該当するのか。またどのように推計するのか。	<p>・賃金改収の見込額と前年度の介護職員の賃金の総額との比較については、改善加算及び特定加工算による収入額を上回る賃金改収を行ったために行うものであり、勤続年数が長い職員が退職し、職員を新規採用したことにより、前年度の介護職員の賃金の総額が基準額として適切でない場合は、「これにより難い合理的な理由がある場合」に該当するものである。</p> <p>このような場合の推計方法について、例えば、前年度の介護職員の賃金が、前年度在籍している退職者については、その者と同職であつて勤務年数等が同等の職員が、前年度在籍しているかつたものと仮定した場合における賃金総額を推定する</p> <p>一新規採用職員については、その者と同職であつて勤務年数等が同等の職員が、前年度在籍したものと仮定した場合における賃金総額を推定する</p> <p>等が想定される。</p> <p>具体的には、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>一 勤続10年目の者が前年度10人働いていたが、前年度末に5人退職し、勤続1年目の者が今年度当初に5人採用した場合には、仮に、勤続年数が同一の者が全て同職であつた場合、前年度、</li> <li>一 勤続10年の者は5人在籍しており、</li> <li>一 勤続1年の者は15人在籍していたものとして、賃金総額を推計することが想定される。</li> </ul> <p>次頁に続く。</p>	<p>3.3.19 事務連絡 介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.4) 令和2年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.1)令和3年3月19日の送付について</p>																				
	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 介護職員処遇改善加算・介護職員等特定処遇改善加算	2019年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.4)（令和2年3月30日）問4において、「これにより難い合理的な理由がある場合」の例示及び推計方法例が示されているが、勤続年数が長い職員が退職し、勤続年数の短い職員を採用した場合等は、これに該当するのか。またどのように推計するのか。	<p>&lt;推計の例&gt;勤続年数が同一の者が全て同職の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>前年実績</th> <th>前年指計に当たっての人数</th> <th>勤続10年</th> <th>勤続5年</th> <th>勤続1年</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>10人</td> <td>5人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> </tr> <tr> <td></td> <td>～10人のうち、5人は在籍しかなかったものと仮定</td> <td>～</td> <td>～</td> <td>～</td> </tr> <tr> <td>今年度</td> <td>5人</td> <td>10人</td> <td>10人</td> <td>15人</td> </tr> </tbody> </table>	前年実績	前年指計に当たっての人数	勤続10年	勤続5年	勤続1年	10人	5人	10人	10人	10人		～10人のうち、5人は在籍しかなかったものと仮定	～	～	～	今年度	5人	10人	10人	15人	<p>3.3.19 事務連絡 介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.4) 令和2年度介護報酬改定に関するQ&amp;A(vol.1)令和3年3月19日の送付について</p>
前年実績	前年指計に当たっての人数	勤続10年	勤続5年	勤続1年																					
10人	5人	10人	10人	10人																					
	～10人のうち、5人は在籍しかなかったものと仮定	～	～	～																					
今年度	5人	10人	10人	15人																					

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
20 48	16 通所介護事業 地域密着型通 所介護事業	4 鞍刷 介護職員等特定介遇改 善加算	介護職員等特定介遇改 善加算	Q&Aにおいて「他の職種(C)には、賞金改善前の賞金が貰うが、年額440万円を上回る職員の賞金はないとおり、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。」との記載があるが、年額440万円を上回る職員も、「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」についてどのように取り扱うのか。	2019年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。Q&A(vol.1)令和3年3月19日の添付について
21 48	16 通所介護事業 地域密着型通 所介護事業	4 鞍刷 介護職員等特定介遇改 善加算	介護職員等特定介遇改 善加算	Q&Aにおいて「他の職種(C)には、賞金改善前の賞金改 善額が貰うが、年額440万円を上回る職員の賞金はないとおり、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。」との記載があるが、年額440万円を上回る職員も、「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」についてどのように取り扱うのか。	2019年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。Q&A(vol.1)令和3年3月19日の添付について
22 48	16 通所介護事業 地域密着型通 所介護事業	4 鞍刷 介護職員等特定介遇改 善加算	介護職員等特定介遇改 善加算	Q&Aにおいて「他の職種(C)には、賞金改善前の賞金改 善額が貰うが、年額440万円を上回る職員の賞金はないとおり、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。」との記載があるが、年額440万円を上回る職員も、「前年度の一月当たりの常勤換算職員数」についてどのように取り扱うのか。	2019年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。Q&A(vol.1)令和3年3月19日の添付について
23 48	16 通所介護事業 地域密着型通 所介護事業	4 鞍刷 管理栄養士	介護福祉士の配置等要件について、障害吸引を必要とする利用者 の割合についての要件等を満たせないことにによる。入居生活継続支 援加算や日常生活継続支援加算を算定できない状況が常態化され る場合に、変更の届出を行うこととされているが、 喀痰吸引を必要とする利用者の割合以外にどの要件が認められる か。	外部との連携について、介護報酬改定の場合は「栄養マネジメント 強化加算の算定期要件として規定する要件を満たさない場合に限 る。」とある。また、管理栄養士を1名以上配置している事業者は、 実質的に従業者が1名だけといふことがあり得る。このような事業所でも 「常勤の管理栄養士が1名いる」といふ場合は、当該施設の 業務ができるのか。	2019年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。Q&A(vol.1)令和3年3月19日の添付について
24 01	全サービス共 通	3 運営	管理栄養士による居宅療 養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実 質的に行方不明者対応のため、未養成アセス メント加算、栄養改善加算、未養成マネジメント強化加算を算定せず、介護施設 居宅療養管理指導や居宅介護支援などの小規模な事業者では、実 質的に行方不明者対応のため、未養成アセス メント加算、栄養改善加算、未養成マネジメント強化加算を算定せず、介護施設	虐待防止委員会の開催や研修 や研修	虐待防止委員会の開催を守るために、高齢者の尊厳を守るために、関係機関との連携を密にして、規模 の大小に問わずに虐待防止委員会及び研修を定期的に実施していくことが求められる。小規模事業所にお いては他者・他機関によるチェック機能が得られないことから、積極的に外部門等を活用されたい。 例えば、小規模事業所における虐待防止委員会の開催にあたっては、法への権限事業所による 合同開催、感染症対策委員会等他委員会との合同開催、関係機関等の協力を得て開催されることが 考えられる。定期的実施にあたっては、虐待防止委員会同様法人内の複数事業所による外部講師を活用 した合同開催等が考えられる。
25 01	全サービス共 通	5 その他	指定基準の記録の整備 の規定について	Q&Aにおいては、「その完結の日の解釈が 示されたが、指定権者が独自に規定を定めている場合は、当該規定に従っていれば、指定基準違反にな るものではない。」とあります。	2019年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。Q&A(vol.1)令和3年3月19日の添付について
26 01	全サービス共 通	1 人員	認知症介護基礎研修の 義務づけについて	Q&Aにおいては、「卒業証明書及び履修科目に係る科目を受講したが介護福 祉士資格は有していない者は、義務づけの対象外とする。なお、福祉系高校の卒業者が証明できれ ば対象外としない。」とあります。	2019年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.1)(平成31年4月13日)問13のとおり、平均賃金額の計算における母集団には、賞金改善を行わぬ職員も含めることとなる。Q&A(vol.1)令和3年3月19日の添付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
27	01 全サービス共 通	1人員 認知症介護基礎研修の 義務づけについて	認知症介護実践者研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症介護実践者研修、認知症介護基礎研修等の認知症の介護等に係る研修を修了した者の対象外として差し支えない。	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について
28	01 全サービス共 通	1人員 認知症介護基礎研修の 義務づけについて	認知症介護基礎研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症介護基礎研修は、認知症について正しく理解し、認知症の人や家族を温かく見守り、支援する応援者を養成するものであるが、一方で、認知症介護修習は認知症介護に関するQ&A(3.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について
29	01 全サービス共 通	1人員 認知症介護基礎研修の 義務づけについて	認知症介護基礎研修の修了者については、義務づけの対象外とすることが可能か。	認知症介護基礎研修は、認知症の介護を学ぶための研修であり、その目的・内容が異なるため、認知症サポート等養成講座修了者は、義務づけの対象外とではない。	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について
30	01 全サービス共 通	1人員 外国人介護職員への認 知症介護基礎研修の義 務づけについて	外国人介護職員についても、受講が義務づけられるのか。	EPA介護福祉士、在留資格「医療・福祉関係の有資格者」を除き、従業員の員数として算定される從業者である者については、在留資格にかかわらず、義務づけの対象となる。	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について
31	01 全サービス共 通	1人員 外国人介護職員への認 知症介護基礎研修の義 務づけについて	外国人介護職員への認知症介護基礎研修を受講する場合、技能実習計画には記載する必要があるのか。	認知症介護基礎研修は、法令等に基づき受講が義務づけられるものであることから、技能実習制度運用要領第4章第3(2)を踏まえ、技能実習計画への記載は不要である(令和6年3月までに実施するものに限る)。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様)。なお、受講として行う場合も同様)。外国人技能実習指導監修者が適切に管理することが必要である。	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について
32	01 全サービス共 通	1人員 外国人介護職員への認 知症介護基礎研修の義 務づけについて	外国人介護職員への認知症介護基礎研修を受講せざる者は、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講せざることはできない。一方、新型コロナウイルス感染症の間、努力義務として行う場合も同様)。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様)。	外国人技能実習生については、入国後講習の期間中は業務に従事させないこととされていることから、認知症介護基礎研修を受講せざることとされる。一方、新型コロナウイルス感染症の間、努力義務として行う場合も同様)。なお、受講に係る給与や時間管理が通常の技能実習と同様)。	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について
33	01 全サービス共 通	1人員 外国人介護職員への認 知症介護基礎研修の義 務づけについて	外国人介護職員への認知症介護基礎研修等(※)については、実施主体である都道府県等により異なる場合があることにご留意ください。	(※)研修の受講方法(ラーニング、Zoom等)による双方向型のオンライン研修、集合研修、料金(補助の有無等)、受講枠など	3.3.26 事業運営 &.&(v.3)「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	Q/A発出時期、文書番号等
34	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 頼助 管理栄養士による居宅栄養管理指導、栄養改善加算、栄養改善加算、栄養管理体体制加算について	外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する」とあるが、栄養改善加算は常勤の管理栄養士を1名以上配置せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士がいる場合とは、当該施設の管理栄養士が業務できるのか。	入所者の処遇に支障がない場合には、業務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することは、業務を行うことはできない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vo1952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の添付について	
35	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 頼助 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡マネジメント強化加算について	要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」にはどのような場合か。	やむを得ない場合は、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、情報の提出ができない場合、当該利用者について、情報の提出ができる場合や、データを人力した際に誤りが出た場合等により提出ができない場合等、利用者単位で情報の提出ができない場合がある。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の添付について	
36	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 頼助 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡マネジメント強化加算について	山FE日に提出する情報に、利用者の氏名や介護保険者番号等の個人情報を収集するものではない、そのシステムにはその一部を匿すため、個人情報を収集するため、情報の提出自体については、利用者の同意はため、加算の算定に係る同意は必要ではないものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。	山FE日に提出する情報に、利用者の氏名や介護保険者番号等の個人情報を収集するものではない、そのシステムにはその一部を匿すため、個人情報を収集するため、情報の提出自体については、利用者の同意はため、加算の算定に係る同意は必要ではないものの、情報の提出自体については、利用者の同意は必要ない。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の添付について	
37	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 頼助 科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、褥瘡マネジメント強化加算について	加算を算定しようと考えているが、例えば入所者のうち1人だけでも加算の算定に係る同意が取れない場合には算定できないのか。	加算の算定に係る同意が得られない利用者は入所者ではないが、加算の算定に係る同意が得られた利用者は全ての利用者又は入所者に係る情報を利用すれば、加算の算定に係る同意が得られた利用者は全ての利用者又は入所者について算定が可能である。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の添付について	
38	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 頼助 Barthel Indexの読み替えについて	科学的介護推進体制加算 ADL維持等加算(1)苦しくは(II)、自立支援促進加算、個別機能訓練加算(II)、リハビリテーションマネジメント加算(A)口苦しきは(B)口、リハビリテーションマネジメント加算又は理学療法若しくは作業療法(1)のデータ提出に際して、老人へ保健健増進等事業において一定の読み替え範囲について検証されているC-Fステージングから読み替えたものを提出してもよいのか。	Barthel Indexの読み替えについては、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、一日への読み替え規則を受け、一日への読み替え規則を理解し、一日への読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の添付について	
39	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 頼助 口腔・栄養スクリーニング加算について	令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。	令和2年10月以降に口腔・栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できる。	3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A」(令和3年3月26日)の添付について	

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
40	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍馬	3%加算及び規模区分の特例(3%加算の年度内での算定可能回数)	新型コロナウイルス感染症により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に一度しか行うことができないのか。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(vol.3)「令和3年3月26日」の参考について 例えば、令和3年4月に利用延人員数が減少した場合にあっては、基本的には一度3%加算を算定することができる。他の感染症や災害を理由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。
41	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍馬	3%加算及び規模区分の特例(3%加算の年度内の特例の終期)	新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連絡にて異なることとする。また、感染症が継続する期間等はは地域によって異なることを想定されるにかかる特例の終期については、これまでに厚生労働省から考え方をお示しする、又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方に引き続き検討を行った上で、お示していくこととする。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(vol.3)「令和3年3月26日」の参考について 新型コロナウイルス感染症による3%加算や規模区分の特例にかかる取扱いは、今後の感染状況等を踏まえ、厚生労働省にて終期を検討することとしており、追って事務連絡にて異なることとする。また、感染症が継続する期間等はは地域によって異なることを想定されるにかかる特例の終期については、これまでに厚生労働省から考え方をお示しする、又は基本的に都道府県・市町村にて判断する等、その在り方に引き続き検討を行った上で、お示していくこととする。
42	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍馬	所要時間区分の設定	所要時間区分(6時間以上7時間未満、7時間以上8時間未満等)は、あらかじめ事業所が確定させておかなければならないのか。利用者ごとに所要時間を定めることはできないのか。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(vol.1)「令和3年3月26日」の参考について 各利用者の通所サービスの所要時間は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成される通所サービス計画に位置づけられた通所サービス計画によって個別に決まるものであり、各利用者がサービス提供時間に応じた区分で請求することとなる。運営課程や重要事項説明書に定める事業所におけるサービス提供時間は、これらを踏まえて適正に設定する必要がある。
43	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍馬	サービス提供にあたっての考え方	各所要時間最低限の所要時間は、サービス提供時間に位置づけられた通所サービス計画に位置づけられた通所介護計画に位置づけられた通所介護計画どおりのサービスが提供されたのであるれば8時間以上9時間未満の所要時間未満を請求することとなる。ただし、通所サービスの開始に際しては、予めサービス提供の内容や利用料等の重要な項目について、繰り丁寧に説明を行った上で同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者に説明可能なサービス内容となっている必要があることに留意すること。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(vol.1)「令和3年3月26日」の参考について 各所要時間最低限の所要時間は、サービス提供時間に位置づけられた通所サービス計画に位置づけられた通所介護計画に位置づけられた通所介護計画どおりのサービスが提供されたのであるければ8時間以上9時間未満の所要時間未満を請求することとなる。ただし、通所サービスの開始に際しては、予めサービス提供の内容や利用料等の重要な項目について、繰り丁寧に説明を行った上で同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者に説明可能なサービス内容となっている必要があることに留意すること。
44	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍馬	サービス提供にあたっての考え方	1人の利用者に対して、7時間の通所介護に引き続いて5時間の通所介護を行った場合は、それとの単位につき算定することとされている加算項目は、当該項目は、当該利用者についても当該日に1回限り算定できる。 ・單に日中の通所介護の延長として夕方に通所介護を行う場合は、通所介護時間は12時間として、9時間までの間のサービス提供に係る費用は所要時間8時間以上9時間未満の場合として算定し9時間以降(2時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定(または延長サービス)に係る利用料として徴収)する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(vol.3)「令和3年3月26日」の参考について ・それぞれのプログラムが当該利用者の心身の状況や希望等に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている場合は、それとの単位について算定できる。なおこの場合にあつても1日ににつき算定することとされている加算項目は、当該項目は、当該利用者についても当該日に1回限り算定できる。 ・單に日中の通所介護の延長として夕方に通所介護を行う場合は、通所介護時間は12時間として、9時間までの間のサービス提供に係る費用は所要時間8時間以上9時間未満の場合として算定し9時間以降(2時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービス)に係る利用料として徴収)する。

介護サービス関係 Q&A集

項目	質問	回答
サービス種別 基準種別	4.報酬 16.通所介護事業 48.地域密着型通所介護事業	「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなつた場合に応じた趣旨を踏まえ、例えば8時間以上あるサービスにおいては、原則として8時間未満のサービスの通所介護計画を作成していく場合において、日中のサービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分までサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。(ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で時間以上8時間未満の所定単位数を算定しないことでもよい。)」 こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従つて、単位ごとに効果的に実施されている事業所においては問題よりも大きくなることを想定しており、変更後の所要時間に応じて所定単位数を算定しなければならない。
項目	4.報酬 16.通所介護事業 48.地域密着型通所介護事業	3.3.26 「(令和3年度介護報酬改定)に係るQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の添付について 通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを、例えば8時間以上あるサービスの通所介護計画を作成していく場合において、日中のサービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分までサービス提供を中止した場合に当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。(ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で時間以上8時間未満の所定単位数を算定しないことでもよい。) こうした取扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従つて、単位ごとに効果的に実施されている事業所においては問題よりも大きくなることを想定しており、変更後の所要時間に応じて所定単位数を算定しなければならない。
項目	4.報酬 16.通所介護事業 48.地域密着型通所介護事業	(例)通所介護計画上7時間以上8時間未満の通所介護を行はずである利用者について ①利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより6時間程度のサービスを行つた場合には、利用者の当日の希望を踏まえて所定単位数を算定する。 ②利用者の当日の希望により3時間程度の所要時間には、利用者の当日の希望を踏まえて所定のサービスを行つた場合には、利用者の当日の希望を踏まえて所定のサービスを行つた場合に、再作成されるべきであり、3時間程度の所要時間に応じて所定単位数を算定する。 ③当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、 2時間程度の所要時間に応じて所定単位数を算定する。 (※所要時間2時間未満の区分は、心身の状況その他の利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービス計画上の所要時間よりも大きく超過した場合は、通所サービス計画の算定を行うこととしても差し支えない。) ④当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。
項目	4.報酬 16.通所介護事業 48.地域密着型通所介護事業	3.3.26 「(令和3年度介護報酬改定)に係るQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の添付について 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行つた後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであるから、算定できない。
項目	4.報酬 16.通所介護事業 48.地域密着型通所介護事業	3.3.26 「(令和3年度介護報酬改定)に係るQ&A(vol.3)(令和3年3月26日)」の添付について 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行つた後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであるから、例えは通所介護等のサービス提供時間を8時間30分以上から算定する場合である。サービス提供時間終了後は、サービス提供時間(9時間以上から算定するまでの30分及び9時間以降)については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当数の人員を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。
項目	4.報酬 16.通所介護事業 48.地域密着型通所介護事業	※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1) (平成24年3月16日) 間60は削除する。

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
52	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 米穀改善加算・口腔機能向上加算について	それぞれ別の通所介護・通所リテーション事業所にしている場合、それぞれの事業所において算定した場合の利用者負担又は口腔機能向上加算を算定することはできるのか。	御指摘の件については、ケアマネジメントの過程で適切に判断されるものと認識しているが、①算定期件として、それぞれの通所介護における請求回数に限度を設けていること、②事業所における請求回数に限らず、1事業所に算定すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算等も勘案すべきことから、それぞれの事業所で栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定することは基本的には想定されない。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
53	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	LF-Eを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。	令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LF-Eを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
54	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	事業所又は施設において、評価対象利用期間が6ヶ月を超えるとは、どのような意味か。	サービスの利用に当たり、6ヶ月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行つた場合には、サービスの利用期間の途中で当該サービスを利用する場合は評価対象者に含まれる。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
55	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	これまでADL維持等加算が算定していなかつた事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。	令和3年度に加算の算定を開始しようとする月の前月までに、「2あり」と届出給付費算定期に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]」の有無について、「2あり」と届出を行つてください。令和4年度以降に加算の算定期を開始しようとする月の末日までに、LF-E上でADL利得に係る基準を満たすことを確認して、加算の請求届出を行つてください。令和4年度以降に加算の算定期を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定期に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算[申出]の有無」について、「2あり」と届出を行つてください。令和4年度以降に加算の算定期を開始しようとする月の月末日までに、LF-E上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
56	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	これまでADL維持等加算[申出]の届出を行つたが、これに変更はあるのか。	これまでADL維持等加算[申出]の届出を行つたが、このフローはどうなるのか。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
57	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	これまでADL維持等加算の算定期事業所は、国保運営会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。	これまでADL維持等加算[申出]の届出を行つたが、このフローはどうなるのか。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
58	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6ヶ月の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目となるのは、後の月が1ヶ月ずれたということか。	これまでは評価対象利用開始月と、当該月から起算して6ヶ月の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6ヶ月目となるのは、後の月が1ヶ月ずれたということか。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
59	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	令和2年度分のADL値を踏まえて入力する際に、過去分のADL値について評価するが、月が1ヶ月ずれたといふのが問題ないか。	令和2年度分のADL値を踏まえて入力する際に、過去分のADL値について評価されないと事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けている方が問題ないか。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。
60	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 鞍刷 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になつた方の評価期間はどうなるのか。	要支援から要介護になつた方については、要介護になつた初月が評価対象利用開始月となる。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)」の送付について	※ 平成18年4月改定関係Q&A(Vol.4)(平成18年5月2日)問1の修正。

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
48	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	3 通運料	延長サービスに係る利用	延長サービスに係る利用料はどのように場合に徵収できるのか。	<p>通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において徴収できるものである。(また、サービス提供時間が4時間未満である場合において徴収することができる。)なお、当該延長加算を算定しない場合には、延長サービスに係る届出を行う必要はない。</p> <p>(参考)延長加算及び延長サービスに係る利用料徵収の例</p> <p>①サービス提供時間が8時間まである延長サービスを実施する場合 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間未満の場合として算定し、9時間以降、4時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。 ②サービス提供時間が8時間まである延長サービスを実施する場合 →8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間未満の場合として算定し、9時間以降、4時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降5時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徵収する。</p> <p>※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ &amp; A(vol.1) (平成24年3月16日)問62は削除する。</p>
49	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 館酬	送迎減算	訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのよう算定すればよいか。	<p>送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用することができない限り、訪問介護員等による送迎を別途料金として算定することはできない。</p> <p>ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所から訪問介護員等による送迎を利用する場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所との送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。</p> <p>※ 指定基準、介護報酬等に関するQ &amp; A(平成18年2月)問48、平成18年4月改定関係Q &amp; A(vol.1) (平成18年3月22日)問51は削除する。</p>
50	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 館酬	送迎減算	A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。	<p>送迎減算は、送迎を行う利用者が利用している事業所の従業者間中の事例であれば、A事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していない場合に適用されるものであることから、適用される。ただし、B事業所の従業者が事業所と雇用契約を締結している場合は、A事業所の従業者が送迎を実施しているものと解されるため、この限りではない。</p> <p>指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等事業所が運営するものでないことを除いては、この限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務を及ぼさない事業者については、第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、間中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。</p>
51	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 館酬	送迎減算	A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。	<p>A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用される。</p>

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
61	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 韓酬 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ)について	指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表(居宅サービス、施設サービス、居宅介護支援)」をどのように記載すればよいのか。	ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算(申出)」有無を「1 なし」とする。 等状況一覧表の「ADL維持等加算(Ⅲ)」を「1 なし」とする。 Q & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について	3.3.26 事務連絡 & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について
62	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 韓酬 ADL維持等加算(Ⅲ)について	令和4年度もADL維持等加算(Ⅲ)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算(申出)」有無が「2あり」、「ADL維持等加算(Ⅲ)」が「2あり」という記載、介護職員を1名以上確保する必要はないこととならない。 介護職員のうち1人以上は、常に単位ごとに常勤職員を配置する必要があるが、営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要があるのか。	生活相談員及び介護職員の配置基準について、「生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常に単位ごとに常勤職員を配置する必要があるが、営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要があるのか。	3.3.26 事務連絡 & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について
63	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	1 人員 生活相談員及び介護職員の配置基準	通所介護事業所において配置が義務づけられている看護職員は、機能訓練指導員と機能訓練指導員を兼ねることができるか。	看護職員及び介護職員の配置基準は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)の単位ごとに、専ら当該指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに定められる数を置くべきと定められている。 看護職員は、指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに1以上と定められている。 看護職員、機能訓練指導員とも配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。	3.3.26 事務連絡 & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について
64	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	1 人員 看護職員と機能訓練指導員の業務	通所介護事業所において配置が義務づけられている看護職員は、機能訓練指導員と機能訓練指導員を兼ねることができるか。	① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所に限る)における取扱い、 一看護職員の配置基準は、指定通所介護(指定地域密着型通所介護)の提供に当たる看護職員が1以上確保されるためにと認められる数を置くべきと定められている。 ② 指定通所介護事業所(指定地域密着型通所介護事業所)ごとに 一看護職員の配置基準は介護職員と一緒にしたものとして定められており、指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が勤務している時間帯に、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間帯に、会員数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。 ③ 機能訓練指導員の配置基準は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに1以上と定められている。 看護職員又は介護職員に係る配慮基準を、看護職員により満たしている事業所にあつては、看護職員としての業務に従事していない時間帯に、機能訓練指導員として勤務することとは差し支えない。(機能訓練指導員は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。)	3.3.26 事務連絡 & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について
65	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	1 人員 管理者と機能訓練指導員の業務	通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。	管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に從事する常勤の管理者を置くこと(ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができます)。とある。 また、機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに1以上と定められていて、このため、通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に從事することが可能である。	3.3.26 事務連絡 & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について
66	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4 韓酬	(地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所にあつては、(地域密着型)通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものである。 従って、例えは利用定員が20人の事業所にあつては、通所介護の利用者と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用される。	(地域密着型)通所介護と第一号通所事業が一体的に行われている事業所にあつては、(地域密着型)通所介護の利用者と第一号通所事業の利用者との合算により利用定員を定めるものである。 従って、例えは利用定員が20人を超えた場合に、通所介護事業と第一号通所事業それぞれについて定員超過減算が適用される。	3.3.26 事務連絡 & A(Vol.3)「令和3年3月26日」の添付について
				※ 平成18年4月改定関係Q & A(Vol.1)「平成18年3月22日」間39は削除する。	

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
67	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ の人員配置要件	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ に從事する理学療法士等を1名以上配置することとなるのか。	個別機能訓練指導員(Ⅰ)イに係る機能訓練計画の策定に主体的に関与することとなるが、具體的な配置時間の定めはないが、当該機能訓練指導員は個別機能訓練計画の策定に利用者に対する必要があることから、計画策定に要する時間、訓練時間、効果を評価すること。なお、当該機能訓練指導員は専従で配置する必要があるが、常勤・非常勤の別は問わない。 ※ 平成18年4月改定関係Q&A(vol.3)「平成18年4月21日」問15について、対象から通所介護及び地域密着型通所介護を除くものとする。 ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)「平成24年3月16日」問67、「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.2)」「平成27年3月30日」問13、「平成27年4月1日」問41は削除する。
68	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)口 の人員配置要件	個別機能訓練加算(Ⅰ)口 に從事する理学療法士等を1名以上配置することとなるため、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置するなどなるということか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)口においては、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置している場合と、これに加えて専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(Ⅰ)口に代えて個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定してもよいか。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)「平成27年4月1日」問41は削除する。
69	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 及び口の人員配置要件	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ に從事する理学療法士等を1名以上配置することとなるが、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名しか確保できない日がある場合、当該日は個別機能訓練加算(Ⅰ)口に代えて個別機能訓練加算(Ⅰ)イを算定してもよいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行ふこととなるが、利用者の居宅を訪問していく時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めるにとどめよいか。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)「平成27年4月1日」問41は削除する。
70	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 及び口の人員配置要件	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問し、利用者の居宅での生活状況の確認等を行ふこととなるが、利用者の居宅を訪問していく時間については、人員配置基準上、確保すべき勤務延時間数に含めるにとどめよいか。	個別機能訓練指導員(Ⅰ)イ及び口においては、個別機能訓練計画を作成するにあたり、利用者の居宅を訪問して居間でいる時間については、個別機能訓練の実施に支障がない範囲においては、配置されているものとみなして差し支えない。(なお、個別機能訓練加算(Ⅰ)イについては、配置時間の定めはない。) ・生活相談員については、個別機能訓練加算にかかるものか否かを問わず、「利用者宅を訪問し、在宅での生活状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間」は確保すべき時間数に含めることができるようになっている。 ・なお、介護職員については、利用者の居宅を訪問している時間については、確保すべき勤務延時間数に含めることができることがあることになっている。
71	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬	個別機能訓練加算(Ⅰ)イ 及び口の人員配置要件	個別機能訓練加算(Ⅰ)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置することとなるが、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等をサービス提供時間帯を通じて1名以上配置するが、これらの理学療法士等をサービス提供時間帯をは病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することとしてもよいか。	個別機能訓練加算(Ⅰ)イにおいては、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置することとなるが、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等を1名以上配置して、専ら機能訓練指導員の職務に從事する理学療法士等をサービス提供時間帯をは病院、診療所、訪問看護ステーション等との連携により確保することはない。 ※ 平成27年度介護報酬改定に関するQ&A(vol.1)「平成27年4月1日」問41は削除する。

介護サービス関係 Q&A集

介護サービス関係 Q&A集

介護サービス関係 Q&A集

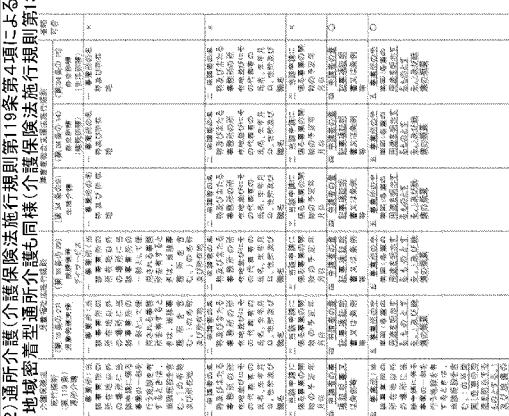
## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
82	16 適所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	4 鞄酬 個別機能訓練加算(1)イ 及びロの訓練項目①	個別機能訓練項目を設けることの目的は、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目を選択することによって、生活意欲が増進され、利用者を援助することなどになっているが、どのくらいの種類の訓練項目を準備しておくことが必要なのか。	複数の種類の訓練項目を設けることの目的は、機能訓練指導員その他の職員から助言等を受けながら、利用者が主体的に訓練項目を選択することによって、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が最大になることによって、吸引が期待できると定めた効果が期待できるとともに、目的に合った効果が期待できるときは、同加算の算定期件を満たすものである。  ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.1) (平成24年3月16日) 間70は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3) (令和3年3月26日) の参考について
83	16 適所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	4 鞄酬 個別機能訓練加算(1)イ 及びロの訓練項目②	個別機能訓練項目を設けることの目的は、個別機能訓練の実施にあたり、利用者の生活機能の向上に資するよう複数の種類の訓練項目を準備し、その項目を選択することは、利用者の生活意欲が増進されるよう利用者を援助することなどになっているが、類似する訓練項目を準備した場合でも、複数の種類の訓練項目と認められるのか。	複数の訓練項目であるにも関わらず、生活意欲が増進され、機能訓練の効果が増大することが見込まれる限り、準備された訓練項目が類似していることをもって、同加算の算定期件を満たさないものとはならない。こうした場合、当該事業所の機能訓練に対する取組み及びサービス提供の実態等を総合的に勘案して判断されるものである。  ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.1) (平成24年3月16日) 間71は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3) (令和3年3月26日) の参考について
84	16 適所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	4 鞄酬 個別機能訓練加算(1)イ 及びロの訓練時間	個別機能訓練加算(1)イ及びロに係る個別機能訓練時間について は、個別機能訓練計画に定めた訓練項目の実施に必要な1回あたりの訓練時間のかな。 あるのか。	1回あたりの訓練時間は、利用者の二度や心身の状態等を踏まえて設定された個別機能訓練計画の目標を設定した場合の訓練内容は、例えば「自分でご飯を食べたい」という目標を設定した場合の一連の行為の全過程又は一部を実践的かつ反復的に行う訓練が想定される。これらの訓練内容を踏まえて利用日当日の訓練時間を適正に設定するものであり、訓練の目的・趣旨を損なわないよう細かく短時間の訓練は好ましくない。なお、訓練時間については、利用者の状態の変化や目標の達成度等を踏まえ、必要に応じて適宜直し・変更されるべきものである。  ※ 平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.1) (平成24年3月16日) 間66は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3) (令和3年3月26日) の参考について
85	16 適所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	4 鞄酬 サービス提供体制強化加 算	「10年以上介護福祉士が30%」という最上位区分の要件について、勤続年数はどう計算するのか。	サービス提供体制強化加算における勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、同一法人等での勤続年数の考え方について、 一介護福祉士の資格を有する者であつて、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、 一介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。  「同一法人等での勤続年数の考え方について、 一同一法人等(※)におけるサービスの事業所での勤続年数や單なる雇用形態、職種(直接 一事業所の合併又は別法人による勤続年数 一事業所が事業所に継続して運営していると認められる場合の勤続年数 (※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で採用や人事異動、研修が一体として行われる等、 職員の労務管理を複数法人で一體的に行っている場合も含まれる。 なお、介護職員等特定待遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることには留意すること。  ※ 平成21年4月改定関係Q & A (vol.1) (平成21年3月29日) 間5は削除する。	3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (vol.3) (令和3年3月26日) の参考について

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
86	5その他の共生型サービス	5その他の共生型サービスについて	共生型サービスの指定に 共生型サービスの指定にあたっては、現行の「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として実施する。それとも、新しいサービス種類として、「共生型訪問介護」、「共生型通所介護」、「共生型短期入所生活介護」として指定が必要となるのか。それとも「みなし指定」されるのか。	Q/A発出時期、文書番号等	<p>3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol952 Q/A(vol.3)(令和3年3月26日)に附する 付について</p> <p>・共生型サービスは、介護保険又は障害福祉のいずれかの居宅サービス(デイサービス、ホームヘルプサービス、ショートステイ)の指定を受けている事業所が、もう一方の制度における居宅サービスの指定も受けやすくなるため、新規の特例を設けたものであるため、従前通り「訪問介護」、「通所介護」、「短期入所生活介護」として、事業所の指定申請に基づき自治体が指定する。</p> <p>・なお、当該指定の申請は、既に障害福祉サービスの指定を受けた事業所が行うこととなるが、いずれの指定申請先も都道府県(*)であるため、指定手続について可能な限り簡素化を図る観点から、障害福祉サービス事業所の指定申請の際に既に提出した事項については、申請書の記載又は書類の提出を省略できることとしているので、別添を参照されたい。</p> <p>(*)定員18人以下の指定生活介護事業所等は、(共生型)地域密着型通所介護事業所として指定を受けることとなるが、当該指定申請先は市町村であるため、申請書又は書類の提出は、生活介護事業所等の指定申請の際は都道府県に提出した申請書又は書類の写しを提出することにより行わせることができることとしている。</p> <p>※ 指定障害福祉サービス事業所が、(共生型)サービスの指定の特例を受けることなく、通常の介護保険の居宅サービスの指定の申請を行う場合についても同様の取扱いとする。</p> <p>○ 共生型介護保険サービス事業所が、(共生型)サービスの指定の際に申請書の記載又は書類の提出が可能な事項又は類似する項目について、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。</p> <p>(1)訪問介護(介護保険法施行規則第14条第4項による省略)</p>
	5その他	5その他		Q/A発出時期、文書番号等	<p>3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol952 Q/A(vol.3)(令和3年3月26日)に附する 付について</p> <p>別添 共生型サービス事業所の指定手続の省略簡素化(平成30年10月1日～) ○ 共生型介護保険サービスの事業所の指定手続にあたっては、障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目について、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。 (1)訪問介護(介護保険法施行規則第14条第4項による省略)</p> <p>【別添】 ■ 共生型サービス事業所の指定手続の省略簡素化(平成30年10月1日～) ● 共生型介護保険サービスの事業所の指定手続にあたっては、障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目について、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。 (1)訪問介護(介護保険法施行規則第14条第4項による省略)</p> <p>【別添】 ■ 共生型サービス事業所の指定手続の省略簡素化(平成30年10月1日～) ● 共生型介護保険サービスの事業所の指定手続にあたっては、障害福祉と介護保険で相互に共通又は類似する項目について、指定の更新の際に申請書の記載又は書類の提出の省略が可能な事項を基本としつつ、以下のとおり省略又は簡素化できることとする。 (1)訪問介護(介護保険法施行規則第14条第4項による省略)</p>

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別 基準別 5その他	項目	質問	回答
				<p>(2)通所介護(介護保険法施行規則第119条第4項による省略・簡素化)  ※地域密着型通所介護も同様(介護保険法施行規則第131条の3の2第5項による省略・簡素化)</p> <p>3.3.26 事務連絡  介護保険最新情報vol952  令和3年度介護報酬改定に関する  QA(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について</p> 
				<p>3.3.26 事務連絡  介護保険最新情報vol952  令和3年度介護報酬改定に関する  QA(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について</p>

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別 基準別 5その他	項目	質問	回答	QA発出時期、文書番号等
			(3)短期入所生活介護(介護予定期入所生活介護)に関する省略) ※介護予定期入所生活介護(同様)介護保険法施行規則第121条第5項による省略)	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol952 令和3年度介護報酬改定に則する Q&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について	
87	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算について	共生型介護保険サービス事業所についても、サービス提供体制強化加算や介護職員等特定処遇改善加算についても、同加算を算定してよいか。  見込みのとおり。	共生型介護保険サービスを提供する障害福祉事業所においては、人員配置基準上、介護職員の配置は求められない。このため、共生型介護保険サービス事業所がサービス提供体制強化加算や介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算についても、当該障害福祉サービス事業所のホームヘルパーや生活支援員等の福祉・介護職員を介護職員とみなすこととして差し支えない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol952 令和3年度介護報酬改定に則する Q&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について
88	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 サービス提供体制強化加算、介護職員等特定処遇改善加算について	共生型介護保険サービスを提供する障害福祉事業所においては、人員配置基準上、介護職員の配置は求められない。このため、共生型介護保険サービス事業所がサービス提供体制強化加算や介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算についても、当該障害福祉サービス事業所のホームヘルパーや生活支援員等の福祉・介護職員を介護職員とみなすこととして差し支えない。	共生型介護保険サービスを提供する障害福祉事業所においては、人員配置基準上、介護職員の配置は求められない。このため、共生型介護保険サービス事業所がサービス提供体制強化加算や介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算についても、当該障害福祉サービス事業所のホームヘルパーや生活支援員等の福祉・介護職員を介護職員とみなすこととして差し支えない。	3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報vol952 令和3年度介護報酬改定に則する Q&A(vol.3)(令和3年3月26日)の送付について

介護サービス関係 Q&A集

項目	質問	回答
サービス種別 基準種別	番号	<p>Q&amp;A発出時期、文書番号等</p>
4.報酬 サービス提供事業 事務連絡型通 所介護事業	89 16 通所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	<p>「10年以上介護福祉士の割合に係る要件について、勤続年数はどのように計算するのか。」</p> <p>サービス提供体制強化加算に係る要件については、「同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としているものであり、「令和3年度介護報酬改定に関するQ&amp;A」(vol.3)(令和3年3月26日)の添付について、「同一法人等での勤続年数」の考え方について、「同一法人等(※)における異なるサービスの事業所での勤続年数又は同一法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通常算することができる。(※)同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。なお、介護職員等特定派遣改定における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることに留意すること。</p> <p>※ 平成21年4月改定関係Q&amp;A(Vol.1)（平成21年3月23日）問5は削除する。</p>
2.設備	90 16 通所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	<p>職場環境等要件に基づく取組として「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護口がりやリフト等の介護機器等導入及び研修等による医療対策の実施」が取扱い参考にされ充てた。参考66第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添1。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034pfn_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034pfn_1.pdf</a></p>
4.報酬 認知症専門ケア加算	91 16 通所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	<p>職場環境等要件に基づく取組として「介護職員の身体の負担軽減のための介護技術の修得支援、介護口がりやリフト等の介護機器等導入及び研修等による医療対策の実施」が取扱い参考にされ充てた。参考66第3号「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添1。  <p>介護職員の腰痛予防対策の観点から、「職場における腰痛予防対策の推進について」参考2別添1。  <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034pfn_1.pdf">https://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r98520000034pfn_1.pdf</a></p> <p>現時点では、以下のいずれかの研修である。  ① 日本看護協会認定看護師認知症看護の研修  ② 日本看護協会が認定している看護系大学院の老人看護及び「精神科認定看護師」  ③ 日本精神科看護協会が認定している「精神科認定看護師」  ただし、③については認定証が発行されている者に限る。</p> </p>
4.報酬 科学的介護システム(LIFE)関連 事務連絡型通 所介護事業	92 16 通所介護事業 48 地域密着型通 所介護事業	<p>「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式の掲示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)の各加算の様式例等が算定項目において求められるものについては、それらの加算で求められる項目(様式で定められた項目)において示されているが、利用者は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。</p> <p>LIFEに提出すべき情報は「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式の掲示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)の各加算の様式例等が算定項目において求められるものについては、それらの加算で求められる項目(様式で定められた項目)において示されているが、利用者は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。</p> <p>「科学的介護情報システム(LIFE)関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式の掲示について」(令和3年3月16日老発0316第4号)の各加算の様式例等が算定項目において求められるものについては、それらの加算で求められる項目(様式で定められた項目)において示されているが、利用者は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。</p> <p>ただし、同通知はあくまでもLIFEへの提出項目をお示したものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものを用いることを求めるものではない。</p>

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
93 48	16 通所介護事業 地域密着型通所介護事業	4 鞄酬 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index(以下「BI」という。)を用いて行うとするが、「一定の研修とはなにか。	一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニユアル( <a href="https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-000018094_0000371.html">https://www.mhlw.go.jp/stf/seisaku-000018094_0000371.html</a> )及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。 また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受けさせ、その参加履歴を管理するなどによりBIの測定について、適切な質の管理が図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同僚の下で実施する等の対応を行わねばならない。	3.4.19 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.6)(令和3年4月15日)の参考付について
94 48	16 通所介護事業 地域密着型通所介護事業	4 鞠酬 栄養アセスメント加算について	要件として定められた情報を探し、「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。	科学的介護推進体制加算等と同様の取扱いであるため、令和3年介護報酬改定に関するQ & A(Vol.3)(令和3年3月26日)問16(編集者:本表33)を参考にされたい。	3.4.16 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.6)(令和3年4月15日)の参考付について
95 48	16 通所介護事業 地域密着型通所介護事業	4 鞠酬 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	令和3年度改定により、ADL値の測定時期は「評価計画利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定しようとする場合においても、ADL値の測定時期は改定後の基準に従うのか。	令和3年度改定において、ADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合には、評価対象を利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したこととしたADL値を、評価対象を利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとしても差し支えない。	3.4.15 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.6)(令和3年4月15日)の参考付について
96	全サービス共通	3 運営	運営規程について	令和3年度改定において、運営基準等で終過渡措置期間を定め、介護サービス事業所等に義務づけられたものがあるが、これらにについて運営規程においてはどのように扱うのか。	3.4.21 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.8)(令和3年4月21日) 長に届け出るものが定められているが、今般改定では、当該期間においては、都道府県、市町村に届け出ることまで求めるものではないこと。 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
97 48	16 通所介護事業 地域密着型通所介護事業	4 鞠酬 入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになる場所が想定されるものであるが、この場合の「居宅」とはどういうふうのか。	入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになる場所を目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどういうふうのか。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.8)(令和3年4月26日) ① 介護保険法施行規則に基づき運営規程においては、変更がある場合は都道府県知事又は市町村に届け出ることと定められているが、今般改定では、当該期間においては、都道府県、市町村に届け出ることまで求めるものではないこと。 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
98 48	16 通所介護事業 地域密着型通所介護事業	4 鞠酬 入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護支援専門員等の動作及び浴室の環境の評価を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴成り得る利用者においては、以下①～⑤をすべて踏ますことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することと定められれているものとのとする。 ④個別の入浴計画の作成に代えて、同加算を算定することと定められるものとのとする。 ⑤個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。	入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになる場所が想定されるものであるが、この場合の「居宅」とはどういうふうのか。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.8)(令和3年4月26日) ① 介護保険法施行規則に基づき運営規程においては、変更がある場合は都道府県知事又は市町村に届け出ることと定められているが、今般改定では、当該期間においては、都道府県、市町村に届け出ることまで求めるものではないこと。 一方、これらの取組については、経過措置期間であってもより早期に取組を行うことが望ましいものであることに留意すること。
99 48	16 通所介護事業 地域密着型通所介護事業	4 鞠酬 入浴介助加算(Ⅱ)	入浴介助加算(Ⅱ)については、算定にあたつて当該利用者の居宅を訪問し、浴室における利用者の動作及び浴室の環境を評価することによってどのような者が想定されるか。	入浴介助加算(Ⅱ)については、算定にあたつて利用者の動作及び浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。	3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol.8)(令和3年4月26日)

介護サービス関係 Q&A集

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答
103	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 ADL維持等加算(Ⅰ)・(Ⅱ) について	金和3年4月よりADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定しているものの、やむを得ない事情に より、5月10日までにLIFEへのデータ提出及び算定基準を満たすことなどができる。なお、データ提出が 本加算を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定するに とが可能か。	Q16.3.10 金和3年度介護報酬改定に関するQ &A(vol.9) (令和3年4月30日)	金和3年4月よりADL維持等加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)の算定を予定しているものの、やむを得ない事情に より、5月10日までにLIFEへのデータ提出及び算定基準を満たすことなどができる。なお、データ提出が 本加算を用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定するに とが可能か。 ① 各事業所において、LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて この場合であっても、速やかに、LIFEへのデータ提出を行い、LIFEを用いて加算の算定基準を満たす していかれるか確認を行うこと。 ② 5月10日以降に、LIFEへのデータ提出及びLIFEを用いて算定基準を満たすことなどを確認し、 一ヶ月遅れ請求どし請求明細書を提出すること又は 一保険者に対して過誤調整の申し立てを行い(4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる 請求は通常通り実施)、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること。 等の取り扱いを行うこと。 なお、このような請求の取扱いについて、利用者がから事前の同意を得る必要がある。 また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能 である。
104	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 栄養アセスメント加算につ て	利用者が複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメントを行なう事業所について、 ・サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時 間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、 ・介護支援専門員が事業所間の調整を行なって、決定することとし、 原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。	Q16.9 事務連絡 介護報酬改定に関するQ &A(vol.10)(令和3年6月9日)の送 付について	利用者が複数の通所事業所等を利用している場合は、栄養アセスメントを行なう事業所について、 ・サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時 間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、 ・介護支援専門員が事業所間の調整を行なって、決定することとし、 原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。
105	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 科学的介護推進体制加 算について	サービス利用中に利用者の死亡により、当該サービスの利用が終了した場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。	Q16.9 事務連絡 介護報酬改定に関するQ &A(vol.10)(令和3年6月9日)の送 付について	当該利用者の死亡した月における情報を、サービス利用終了時の情報として提出する必要はある が、死亡により、把握できない項目があつた場合は、把握できた項目のみの提出でも差し支えない。
106	16 通所介護事業 48 地域密着型通所介護事業	4報酬 3%加算・規模区分の特 例(3%加算・規模区分の取扱 い)	新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症 である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外にすることがある。 (※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用 者数が一定以上生じている場合の評価について」(令和3年3月 16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙1	Q16.9 事務連絡 介護報酬改定に関するQ &A(vol.13)(令和3年6月15日)の送 付について	新型コロナウイルス感染症は、3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症 である。なお、同年度中に同加算や特例の対象外にすることがある。 (※)「通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用 者数が一定以上生じている場合の評価について」(令和3年3月 16日老認発0316第4号・老老発0316第3号)別紙1

## 介護サービス関係 Q&A集

番号	サービス種別	基準種別	項目	質問	回答																																																																																										
107	16 通所介護事業 48 地域密着型通所 介護事業	4 錄融 3%加算(3年度)加算を全和 4年度に算定した事業所の取扱い)	全和4年度中の利用延人員数の3%加算を算定した事業所が、令和5年度に再び同加算を算定することはできるか。	金和5年度においても算定可能である。この場合、令和5年度の同加算の算定に当たっては、減少月の利用延人員数が、令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数から10分の5以上減少して初めて算定が必要である。算定方法の具体例は別添を参照されたい。	<p>5.2.15 事務連絡 介護保険最新情報vol.1127 令和5年度介護報酬算定に関する Q&amp;A (vol.13) (令和5年2月15日)の添付について</p> <p><b>感動点や出番の影響により利用延人員数が減少した場合の基本報酬への3%加算(令和5年度の取扱い)</b> <a href="#">別添</a></p> <p>○新型コロナウイルス感染症による影響により、事業所の利用延人員数が減少した場合は、原則として、令和5年度令和4年度の1月当たりの平均利用延人員数が減少した月が該月に算定される。また、新規感染者の増加による影響による利用延人員数の減少に基づき算定の判断をする際は、過去3ヶ月の平均利用延人員数に基づいて、両箇3%加算を算定することはない。</p> <p><b>加算算定のイメージ</b></p> <p>令和5年度中の利用延人員数の減少が発生した場合、新たに3%加算を算定する事業所の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R/L年報</th> <th>(n=3)</th> <th>6月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感動点</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>/3%加算の算定対象となる月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>令和5年度中の利用延人員数が減少した場合、令和5年度新たに3%加算を算定する事業所の場合</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>R/L年報</th> <th>(n=3)</th> <th>4月</th> <th>5月</th> <th>6月</th> <th>7月</th> <th>8月</th> <th>9月</th> <th>10月</th> <th>11月</th> <th>12月</th> <th>1月</th> <th>2月</th> <th>3月</th> <th>4月</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>感動点</td> </tr> <tr> <td>差額</td> <td>/3%加算の算定対象となる月</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	R/L年報	(n=3)	6月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	感動点	差額	/3%加算の算定対象となる月														R/L年報	(n=3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	感動点	差額	/3%加算の算定対象となる月																																									
R/L年報	(n=3)	6月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																																																																	
感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点																																																																																	
差額	/3%加算の算定対象となる月																																																																																														
R/L年報	(n=3)	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月																																																																																	
感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点	感動点																																																																																	
差額	/3%加算の算定対象となる月																																																																																														

## 基本チェックリスト

No	質問項目	回答	
1	バスや電車で1人で外出していますか	0. はい	1. いいえ
2	日用品の買い物をしていますか	0. はい	1. いいえ
3	預貯金の出し入れをしていますか	0. はい	1. いいえ
4	友人の家を訪ねていますか	0. はい	1. いいえ
5	家族や友人の相談にのっていますか	0. はい	1. いいえ
6	階段を手すりや壁をつたわらずに昇っていますか	0. はい	1. いいえ
7	椅子に座った状態から何もつかまらずに立ち上がってますか	0. はい	1. いいえ
8	15分間位続けて歩いていますか	0. はい	1. いいえ
9	この1年間に転んだことがありますか	1. はい	0. いいえ
10	転倒に対する不安は大きいですか	1. はい	0. いいえ
11	6か月間で2~3kg以上の体重減少はありましたか	1. はい	0. いいえ
12	身長( cm) 体重( kg) (BMI = ) (注)	1. はい	0. いいえ
13	半年前に比べて堅いものが食べにくくなりましたか	1. はい	0. いいえ
14	お茶や汁物等でもむせることがありますか	1. はい	0. いいえ
15	口の渇きが気になりますか	1. はい	0. いいえ
16	週に1回以上は外出していますか	0. はい	1. いいえ
17	昨年と比べて外出の回数が減っていますか	1. はい	0. いいえ
18	周りの人から「いつも同じ事を聞く」などの物忘れがあると言われますか	1. はい	0. いいえ
19	自分で電話番号を調べて、電話をかけることをしていますか	0. はい	1. いいえ
20	今日が何月何日かわからない時がありますか	1. はい	0. いいえ
21	(ここ2週間) 毎日の生活に充実感がない	1. はい	0. いいえ
22	(ここ2週間) これまで楽しんでやっていたことが楽しめなくなつた	1. はい	0. いいえ
23	(ここ2週間) 以前は楽にできていたことが今ではおっくうに感じられる	1. はい	0. いいえ
24	(ここ2週間) 自分が役に立つ人間だと思えない	1. はい	0. いいえ
25	(ここ2週間) わけもなく疲れたような感じがする	1. はい	0. いいえ

注) BMI (=体重(kg) ÷ 身長(m) ÷ 身長(m)) が 18.5 未満の場合に該当とする。